

○ 国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

（略）

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3, 4 （略）

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○ 鹿児島県国民健康保険条例（抄）

平成29年12月26日 条例第36号
改正 平成30年3月23日 条例第9号

第2章 鹿児島県国民健康保険運営協議会

（設置）

第3条 法第11条第1項の規定に基づく協議会として、鹿児島県国民健康保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を置く。

（組織）

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とし、委員は知事が任命する。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、前条第3号に掲げる委員のうちから委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、第4条各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（協議会への委任）

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

鹿児島県国民健康保険運営協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、鹿児島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び審議すべき事項を委員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長又は条例第5条第3項の規定による会長の職務を代行する委員がないときは、保健福祉部長が会議を招集する。

(参考人)

第3条 会長は、審議のため必要と認める場合は、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、会長が協議会の会議に諮り、当該会議の全部又は一部を公開しないことができるものとする。

(1) 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第7条各号の不開示情報が含まれる事項について審議を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(公開の手続)

第5条 前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の場合における必要な手続については、別に定める。

3 協議会の会議の開催に当たっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により、周知を行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

(議事録の作成)

第6条 協議会の会議を開催したときは、審議の概要を議事録として作成する。

2 議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

(会議の資料及び議事録の公開)

第7条 協議会の会議の資料及び議事録は公開する。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

2 前項の規定による公開については、県ホームページにより行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

鹿児島県国民健康保険運営協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴する方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻きその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。(ただし、会長が認めた場合はその限りではない。)
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害しないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴する方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴する方が以上のことを守らない場合は注意し、なお、従わない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

(平成29年3月22日制定)